

はじめに



潟上市長

藤原 一成

我が国では団塊の世代が、すべて後期高齢者の仲間入りをし、4人に1人が75歳以上となる、いわゆる「2025年問題」が迫っています。

このような中、本市においても、少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者等の増加に加え、地域のつながりの希薄化や孤立した生活の広がり等により地域社会が変容し、従来の家族機能も低下しつつあります。また経済的な理由によりサービスにつなぐことができないなど、既存の制度の狭間^{はざま}で何らかの支援を必要とする人や介護と育児のダブルケアに直面している人、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居していることで生じる介護や収入不足の問題（8050問題）等、多様で複雑化した地域生活課題や福祉課題が顕在化してきています。

このような課題の解決のためには、市民一人ひとりが、また地域の様々な主体が「我が事」として課題を捉え、世代や福祉分野等を超えて「丸ごと」つながることが重要であり、「地域共生社会」の実現に取り組んでいく必要があります。

本市では、この度、市民の皆様が住み慣れた地域で、健康で安心していきいきと暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指して、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする新たな地域福祉計画を策定しました。

この度の計画には、これまで築き上げてきた成果を土台に、これからの超高齢社会を見据え、判断能力が十分ではない人の権利や生活を守るため成年後見制度の利用促進などの取組も加えています。

本計画の実現のためには、市民の皆様を始め、各種団体のご協力が必要不可欠です。今後とも、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました潟上市福祉諸計画検討委員会委員の皆様を始め、市民アンケートやパブリックコメントにご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

令和3年3月

Contents

目次

第1編

潟上市地域福祉計画 第3期

第1章 計画の概要	
1 地域福祉計画の改訂に向けて	2
(1) 計画策定の背景	2
2 計画の基本的事項	5
(1) 計画の法的根拠と関連計画との関係	5
(2) 計画の期間	6
(3) 計画の策定体制	7
3 社会福祉協議会との連携	8
(1) 地域福祉活動計画とは	8
(2) 社会福祉協議会との連携の必要性	9
第2章 地域福祉を取り巻く状況	
1 潟上市の概況	10
(1) 総人口の動向	10
(2) 将来人口	11
(3) 世帯の動向	12
(4) 高齢者福祉	13
(5) 障がい者(児)の動向	16
(6) 児童福祉の動向	18
(7) 保健事業	25
(8) 地域福祉	26
2 アンケート調査の概要	30
(1) 調査の目的	30
(2) 調査の実施状況	30
(3) アンケート調査結果のポイント	31
3 地域福祉に関わる課題・方向性	54
(1) 概況データからみた課題と方向性	54
(2) アンケート調査結果からみた課題と方向性	56
第3章 計画の基本方向	
1 計画の基本理念	58
2 計画推進の視点	59
3 市民・地域・行政の役割	60
(1) 市民一人ひとりに期待される役割(自助)	60
(2) 地域に期待される役割(共助)	60
(3) 行政の役割(公助)	61
4 計画の基本方針	62
5 施策の体系	65

第4章 地域福祉推進に向けた取組

基本方針1：地域福祉が推進される環境の整備	66
1-1：地域福祉への関心と理解を深める	66
1-2：地域福祉を支える担い手の育成	70
1-3：地域福祉を支えるネットワークの構築	76
基本方針2：健康づくり、生きがいづくりの推進	82
2-1：健康づくりへの支援	82
2-2：生きがいづくりへの支援	92
基本方針3：高齢期を支える総合的な支援の充実	96
3-1：高齢者が健やかに暮らすためのサービスの充実	96
3-2：介護保険事業の推進	102
基本方針4：障がい者を支える総合的な支援の充実	104
4-1：在宅生活支援体制の充実	104
4-2：障がい者の社会参加の促進	106
基本方針5：子育て支援の充実	108
5-1：子育て家庭への支援	108
5-2：支援を要する児童への支援	114
5-3：子どもたちの生きる力づくり	122
基本方針6：バリアフリーと安全・安心のまちづくりの推進	126
6-1：バリアフリーの推進	126
6-2：防災・防犯・交通安全対策の充実	132
6-3：暮らしの安全・安心の確保	136

第5章 計画の推進

1 計画の周知	140
2 計画の推進体制	140

資料編

1 潟上市福祉諸計画検討委員会規則	142
2 潟上市福祉諸計画検討委員会委員名簿	144
3 潟上市福祉諸計画庁内検討委員会設置要綱	145

第2編

潟上市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景	148
2 計画の位置付け	148
3 計画の期間	149
4 現状と課題	149
5 成年後見制度利用促進に向けた施策の展開	150
(1) 地域連携ネットワークの整備	150
(2) 成年後見制度利用支援事業の推進	152

「障がい」と「障害」の表記について

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」をひらがな表記します。
- 「法律や条例等に基づく制度及び施設等の名称」、「組織名」、「事業所等の固有名称」に「障害」が使われている場合は、そのまま表記します。



第2編

潟上市成年後見制度 利用促進基本計画

1

計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法的に支援する制度です。

認知症高齢者の増加等に伴い、認知症高齢者及び障がいのある人の意思決定支援の重要性が高まる中、判断能力が十分でなくても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は重要な役割を果たすものと考えられます。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

こうした中、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」では、市町村は、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

これらを踏まえ、支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「潟上市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

2

計画の位置付け

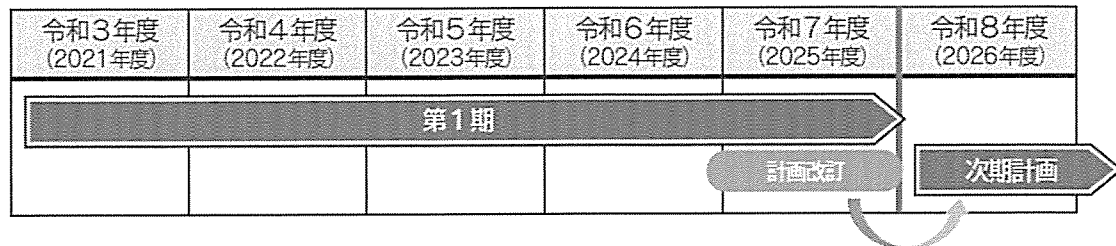
本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

また、住民や行政、社会福祉協議会、地域の様々な活動主体が共に連携・協働しながら、地域の福祉課題等を解決するための地域福祉の基本的な方向性と方策を示す計画である「潟上市地域福祉計画」との整合性を図り、連携した取り組みを進めます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。



4 現状と課題

市では、高齢化や核家族化が進行しており、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者世帯、認知症高齢者等が増加しています。障がい分野においても、療育手帳A(重度)所持者や精神障害者保健福祉手帳の保持者が増加傾向にあります。さらに養護者の高齢化は避けられず、早期の自立支援が求められている状況です。

そのため、日常生活に身近な金銭管理や消費契約等への社会的なサポートが必要であり、誰もが安心した日常生活を送れるよう、人権に配慮し権利を守る社会環境づくりが求められています。

成年後見制度は、支援を必要としている人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に活用されているとはいえない実情にあります。

制度自体の難しさや申立てに必要な書類の複雑さなどにより、市民にとっては、まだ身近な制度ではなく利用しづらい側面が見られます。申請書類の準備や相談窓口が分からないことが、制度を利用する上での大きなハードルの一つとなっています。

また、経済的な理由等により制度の利用につながらないことがないように、公的な支援を行うことも重要です。

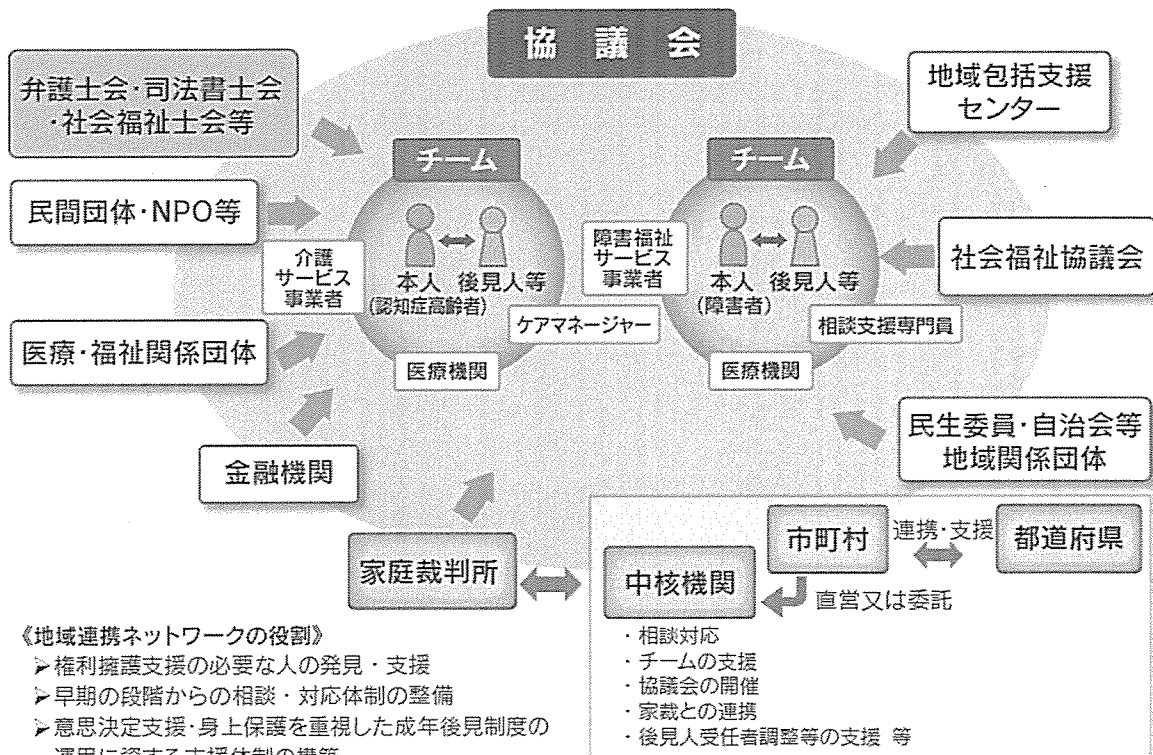
5 成年後見制度利用促進に向けた施策の展開

(1) 地域連携ネットワークの整備

地域連携ネットワークは、成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、必要な支援に適切につなげるための仕組みです。

「チーム」と「協議会」の2つの基本的仕組みを有しており、市はそれらの適切な運営と地域連携ネットワークの全体的なコーディネートを担当する「中核機関」を設置します。

地域連携ネットワークのイメージ



1) 中核機関

市が中心となり、地域連携ネットワークの司令塔機能及び調整機能の役割を担います。地域連携ネットワーク及び中核機関には、次の4つの機能が求められます。

市では、本計画において、「広報機能」「相談機能」を中心に整備を行います。

【4つの役割】

ア 広報機能	成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図り、市民だけでなく地域の福祉関係者が制度を理解することで、支援の必要な人の早期発見や相談につながりやすくなることが期待できます。
イ 相談機能	各専門職や関係機関と連携し制度に対する相談体制を整え、相談者の状況に応じた適切な支援につなげます。相談窓口の明確化を図り、広報機能と併せて普及・啓発を行うことで、相談しやすい環境を整えます。
ウ 成年後見制度 利用促進機能	後見人等の受任調整や、その後の活動支援を行うものです。また、申立てを円滑に進めるための準備等を担います。
エ 後見人支援機能 (不正防止効果)	後見人等と共に本人を支える「チーム」への支援内容等を検討します。必要に応じて各専門職や関係機関を含めたケース会議を開催し、後見人等の孤立や不正を未然に防止します。

【市社会福祉協議会との連携】

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられている民間団体です。市では、地域福祉計画の中でも社会福祉協議会との連携・協働を推進していますが、本計画の実施にあたり、権利擁護や成年後見制度に関する分野において、より一層の連携の強化を図ります。

住民同士の見守りや支援を必要とする人に早期に気づき、相互のつながりや社会資源を活用しながら適切な支援に結び付けていきます。

また、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業^{*}」から成年後見制度への移行や、成年後見制度における市長申立ての必要性について協議し、速やかな対応に努めます。

^{*}日常生活自立支援事業：判断能力が十分でない高齢者や知的障がい・精神障がいのある人に対し、福祉サービスの利用支援や日常生活上の手続支援、日常的な金銭管理、書類等の保管等を行うもの。

2) チーム

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等で構成され、本人を後見人等と共に支える役割を担います。

日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う仕組みです。

3) 協議会

法律・福祉の専門職団体をはじめ、地域の各関係機関で構成された合議体であり、地域課題の検討・調整・解決に向けて継続的に協議する場となります。

成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対して各専門職や関係機関が必要な支援を行えるよう連携体制を強化し、協力する体制づくりを進めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業の推進

【市長申立てと報酬助成】

後見人等による支援が必要な状況にも関わらず、認知症などにより判断能力が不十分であり、かつ身寄りがないなど、本人や親族による成年後見等開始の審判の申立てができない人に対して、市では調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見等開始の申立てを行います。

また、その費用の負担が困難な場合には、申立費用や後見人等に対する報酬の助成を行います。

潟上市地域福祉計画 第3期

— 潟上市成年後見制度利用促進基本計画 —

令和3年(2021年)3月

発行：潟上市福祉保健部社会福祉課

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台226番地1
TEL 018-853-5314 FAX 018-853-5233

